

○財務省告示第四百六号

(明治二十九年法律第五号)

第二条の規定に基づき、同法第一条第一項の規定により平成二十一年十一月二十五日に買入消却した国債の名称等を別表のとおり告示する。

財務大臣 藤井 裕久

(別表)

										動券利 ・へ付 物國 年価庫 連債	称國 債 の 名
第七回					第六回		第五回			第四回	記号
十億円	六億円	十億円	十億円	百六十七億円	二億円	十二億円	二十五億円	五十億円	五十億円	百三十億円	総額 額面金額の
九十三円三十三銭	九十四円二十銭	九十四円十六銭	九十四円十五銭	九十四円十銭	九十四円一銭	九十四円四十銭	九十四円四十二銭	九十二円九十銭	九十二円八十五銭	九十二円七八十五銭	たりの買入価格百円相当

〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	第十六回	〃	第十四回	第十三回	〃	〃	第十二回	第十五回	〃	〃	〃	第十回	〃	〃	〃	〃
三十億円	三十二億円	二十億円	五十億円	十億円	八十億円	十億円	十二億円	四億円	六億円	五十億円	十億円	十九億円	五十億円	六十五億円	三十億円	二十億円	
九十四円	九十三円	九十三円	九十三円	九十三円	九十四円	九十三円	九十三円	九十三円	九十四円	九十四円	九十四円	九十四円	九十四円	九十三円	九十三円	九十三円	
九十二錢	九十一錢	九十七錢	五十七錢	五十五錢	五十錢	九十一錢	八十七錢	八十九錢	四十二錢	三十錢	二十七錢	十二錢	十錢	五十五錢	五十四錢	五十錢	

合 計	〃	〃
一 千 十 億 円	十 億 円	三 十 億 円
	九 十 四 円 十 錢	九 十 四 円 七 錢